

秋田市告示第250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第78条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和7年8月19日

秋田市長 沼谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社シ ンワ	訪問介護た くりょう	秋田市土崎港南二 丁目4番40号	令和7年8月15日	訪問介護
株式会社 n e e d s n o w	定期巡回・ 時対応型訪 問介護看護 スマイルコ ール	秋田市仁井田二ツ 屋二丁目12番42号	令和7年8月15日	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護